

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 3 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大和 下古道地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 1 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分な担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・外部担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・集落農家の理解を図り、農地中間管理機構を通じて規模拡大を予定する新規就農者への農地貸出を行う。
- ・今後発生する耕作放棄地について集落内に借受けできる担い手がないため、近隣集落の担い手である集落営農組織 F A C に農地の借受計画について相談しながら、遊休農地化の防止を図る。
- ・今回の人・農地プラン策定を通じて、農家同士で将来の経営農地について協議を行った。今後、担い手の営農を支援すべく現役農家だけでなく、その後継者にも農地保全の必要性について継承するために本プランを基礎にして協議を継続する。